

栃木県地域づくり担い手育成事業業務委託 公募型プロポーザル実施要領

令和3(2021)年6月
栃木県総合政策部地域振興課

栃木県地域づくり担い手育成事業業務を委託するに当たり、次のとおり公募型プロポーザルを実施します。

1 委託業務の概要

- (1) 委託業務名
栃木県地域づくり担い手育成事業業務
- (2) 業務委託に係る内容
別紙「栃木県地域づくり担い手育成事業業務委託仕様書」(以下、「仕様書」という。)のとおりのとおり
- (3) 委託業務の履行期間
契約締結日から令和4(2022)年3月18日(金)まで
- (4) 委託契約金額の上限
3,980,000円(消費税及び地方消費税を含む)
- (5) 担当所属及び問合わせ先
栃木県総合政策部地域振興課 地域づくり支援担当
〒320-8501 宇都宮市埜田1-1-20
電話 028-623-2257 FAX 028-623-2234
電子メール shien@pref.tochigi.lg.jp

2 参加資格

栃木県地域づくり担い手育成事業業務委託公募型プロポーザル(以下、「プロポーザル」という。)の参加者は、民間企業、NPO法人(特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に基づく特定非営利活動法人)、その他法人または、法人以外の団体等で、県からの委託事業を適確に遂行するに足る能力を有するものとし、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 参加表明書提出時点において、県内に事業所等の拠点を有していること。
- (2) 地域づくり団体等の活動の現場でフィールドワークを行う事業のコーディネート実績があること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4(一般競争入札参加資格者の資格)に規定する者に該当しないこと。
- (4) 参加表明書及び企画提案書の受付期間において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領(平成22年3月12日付け会計第129号)に基づく指名停止期間中の者でないこと。
- (5) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項若しくは第2項の規定に基づく再生手続開始の申立てがされている者(同法第33条第1項の規定に基づく再生開始の決定を受けた者を除く。)又は会社再生法(平成14年法律第154号)第17条第1項若しくは第2項の規定に基づく更正手続開始の申立てがされている者(同法第41条第1項の規定に基づく更正手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。
- (6) 栃木県暴力団排除条例(平成22年栃木県条例第30号)第2条第1号又は同第4条の規定に該当する者でないこと。
- (7) 県税の全項目(地方消費税含む)に加え、法人は法人税及び消費税に、個人は申告所得税及び消費税に未納がないこと。

3 プロポーザル実施の手続

(1) 実施スケジュール

実施要領等の公表	: 令和3 (2021) 年6月22日 (火)
質問受付期限	: 令和3 (2021) 年6月28日 (月) 15時必着
質問に対する回答	: 令和3 (2021) 年7月1日 (木) 予定
参加表明書の提出期限	: 令和3 (2021) 年7月5日 (月) 15時必着
参加資格の確認通知	: 令和3 (2021) 年7月8日 (木) 予定
企画提案書の提出期限	: 令和3 (2021) 年7月15日 (木) 15時必着
審査会	: 令和3 (2021) 年7月19日 (月) 予定
審査結果の通知・公表	: 令和3 (2021) 年7月末 予定

(2) 委託業務等に関する質疑及び回答

プロポーザルに参加するに当たり質問事項がある場合は、簡易なものを除き、質問書（別記様式1）により受け付ける。

- ア 受付期間 令和3 (2021) 年6月28日 (月) 15時必着
- イ 提出方法 電子メールにより、1 (5)宛提出すること
- ウ 回答期日 令和3 (2021) 年7月1日 (木) 予定
- エ 回答方法 質問及び回答を取りまとめの上、栃木県ホームページに掲載する。

(3) 参加表明書の提出

プロポーザルへの参加を希望する者は、ウを提出すること。

- ア 提出期限 令和3 (2021) 年7月5日 (月) 15時必着
- イ 提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限る。）により、1 (5)宛に提出すること。
- ウ 提出物 参加表明書（別記様式2）
参加資格確認書（別記様式3）
2 (2)に示す参加資格を満たしていることを証する資料（開催実績等）

※郵送の場合は、到着確認のため電話連絡を行うこと。

※なお、参加表明書の提出後に参加を辞退する場合は、企画提案書等の提出期限までに辞退届（様式任意）を提出すること。

(4) 参加表明書の確認

参加表明書の提出者に対して参加資格の確認を行い、その結果を通知する。ただし、企画提案書の受付期間において参加資格の要件に該当しなくなったときは、参加資格を失うものとする。

(5) 企画提案書の作成

企画提案書は、仕様書を熟覧の上、次により作成すること。

- ア 企画提案書は、原則としてA4判用紙を使用することとし、A3判用紙を使用する場合には、A4判サイズに折り込むこと。なお、枚数に制限はない。
- イ 企画提案書の様式は任意とし、必ず次の事項を含めて作成すること。
なお、記載順序は任意とする。
 - ① 企画提案内容
 - ② 実施スケジュール
 - ③ 業務実施人員体制
 - ④ 類似業務の実績
 - ⑤ 見積額（総額、内訳、諸経費、消費税を明記すること）と合計額
- ウ 企画提案書は、1者1提案のみとする。

- (6) 企画提案書等の提出
企画提案書等は次により提出すること。
- ア 提出期限 令和3（2021）年7月15日（木）15時必着
イ 提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限る。）により、1（5）に提出すること。
ウ 提出物 応募申請書（別記様式4）
企画提案書
見積書
- エ 留意事項
- ① 企画提案書の提出部数は、7部（正本1部、副本6部）とする。なお、審査の公正を期すため、副本には参加者名（参加者名を容易に類推させる表示を含む）を記入しないこと。
- ② 見積書は、栃木県知事宛てとし、正本1部（押印省略可）を提出すること。なお、見積書は必要な項目ごとに区別する（諸経費や消費税も区別する）とともに、企画提案書の見積額と整合させること。
- (7) 企画提案書等提出書類の取扱い
- ア 提出期限後は、提出書類の変更、差替、再提出又は撤回は認めない。
イ 提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。
ウ 県は、必要に応じて、追加資料の提出を求めることがある。
エ 提出された企画提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において使用する。
オ 提出書類は、審査に必要な範囲において複製することがある。
カ 企画提案書は、栃木県情報公開条例（平成11年栃木県条例32号）に基づく公文書開示請求の対象となる。

4 委託候補者の選定

- (1) 審査方法
企画提案書の審査及び委託契約候補者の選定は、別に定める「栃木県地域づくり担い手育成事業業務委託公募型プロポーザル企画提案書の審査及び委託契約候補者の選定要領（以下、「審査要領」という。）」に基づき実施する。ただし、審査結果の如何によっては、いずれの参加者も契約候補者に選定しないことがある。
- (2) 審査基準
別紙「栃木県地域づくり担い手育成事業業務企画提案書の審査表」のとおり
- (3) 審査結果の通知
審査結果は、審査後速やかに参加者宛て通知するとともに、プロポーザル参加者数、契約候補者の名称等を栃木県ホームページに掲載する。なお、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けない。
- (4) 失格事由
次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。
- ア 提出書類に虚偽の内容を記載した場合
イ 実施要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
ウ 見積書記載金額が1（4）の額を超える場合
エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
オ 審査要領で定める委員等に対して、直接、間接を問わず故意に接触を行った場合

5 契約の締結

- (1) 選定された契約候補者と締結契約の協議を行う。
- (2) 契約締結の協議においては、企画提案書の内容の追加、変更又は削除を求めることがある。
- (3) 契約締結の協議が整わなかった場合、審査結果が上位の者から順に協議を行う。
- (4) 契約書の作成に必要な経費は、全て受託者の負担とする。

6 その他

- (1) 企画提案書の作成等プロポーザルの参加に要する経費は、全て参加者の負担とする。
- (2) 企画提案書の提出をもって、参加者が実施要領等の記載内容に同意したものとみなす。
- (3) プロポーザル及び契約の手続き並びに委託業務の実施において、使用する言語は日本語、使用する通貨は円とする。
- (4) 企画提案書等の著作権は、参加者に帰属し、契約候補者の企画提案書の著作権は、委託契約締結時点で栃木県に帰属するものとする。
- (5) 企画提案書に特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている内容を含む場合、当該権利の使用に係る調整は参加者が行うとともに、その使用に係る経費を委託料に計上すること。また、著名人の起用を含む場合は、企画提案書に特段の記載がない限り、参加者の責任において当該著名人の起用が可能であるものとみなす。
- (6) 委託業務における制作物の著作権は、栃木県に帰属するものとする。委託契約期間終了後、栃木県が制作物を使用するにあたり制限がある場合には、企画提案書にその旨明記すること。